



法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして 企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する 経営者の団体である



実りの秋 今年のお米もおいしいね!!

撮影 (株)大武写真館 小関克郎

シワを刻む

大雄寺 住職 金子 高幸

【老年は我々の顔よりも心に多くの皺を刻む】とはフランス人哲学者モンテーニユの言葉だ。

山口県周防大島町で行方不明になった二歳の男子が六十八時間ぶりに無事に発見された。プロの捜索隊が探していたがなかなか見つからず、突如として一人のボランティアが現れて山中から発見して山を下りてきた。大分県在住の尾畠春夫さん（七十八歳）だ。捜索開始時刻よりも早くに単身、山中に入っていく発見した。全国各地の被災地ではボランティア界の「師匠」と呼ばれる存在だという。

誰もが驚いたのはそのボランティア精神だ。今までも西日本豪雨災害や東日本大震災など各地へ足を運び多くのボランティアと共に汗を流しているという。老齢ながらも遠路駆けつけ捜索に参加、発見後には二歳児祖父からの風呂や食事の提供も丁寧に断り「自己完結」を貫き道具満載の軽ワゴン車で去って行った。ボランティア活動には当たり前といわれるが、尾畠さんの年齢からするとさらにその行動力に驚かされた人も多いと思う。

尾畠さんは「かけた情けは水に流せ、受けた恩は石に刻め」が座右の銘という。現役を引退してもなお「体が元気なうちは、まだまだ世の中のために働きたい」という姿は若者にも多くの感動を与え、高齢化社会の日本を元気に明るくする話題であったと思う。

老年者は今までの人生で積み重ねてきた経験と実績、そこから生まれる信念の行動があることを証明した。日焼けした顔に刻まれた多くのシワと深い言葉がその人の生き様を写し出す。

仙台南税務署人事異動

仙台南税務署 署長 高橋 和則

【出身地】秋田県
【趣味】読書、映画鑑賞
【座右の銘】正直者には尊敬の的、
悪徳者には畏怖の的
【ごあいさつ】



仙台南法人会の皆様には、「企業
の税務知識の高揚と地域貢献」を旗印に、様々な公益
事業のほか「税」に関する活動にも大きく寄与してい
ただいております。心より感謝申し上げます。今後とも
皆様との連携を密に図りながら、税務行政の円滑な遂
行に努めて参りますので、よろしくお願いたします。

仙台南税務署 副署長 田中 攻紀

【出身地】秋田県
【趣味】野球観戦
【座右の銘】一期一会
【ごあいさつ】



仙台南法人会が、地域に密着し
た幅広い活動を積極的に展開して
おられ、地域社会から高い評価を得ていると伺っており
ます。管内のオピニオンリーダーである法人会会員の皆
様方からのご意見をお聞かせいただき、私どもに求めら
れる職務を遂行したいと考えておりますので、引き続き
ご支援いただきますよう、よろしくお願いたします。

仙台南税務署 総務課長 安達 健治

【出身地】宮城県
【趣味】バイクツーリング、スキー
【座右の銘】毎日笑進
【ごあいさつ】



仙台南法人会は、更なる地域
企業の活性化や社会の健全な発
展に向け、租税教室や絵はがきコンクールなど租税教
育の推進や様々な事業に積極的に取り組まれ、当税務
署といたしましても、相互の目的に向けて情報交換な
どを通じて連携・協調を図り、可能な限り協力してい
きたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

仙台南税務署 総務係長 石川 亨

【出身地】宮城県
【趣味】バスケットボール、映画鑑賞
【座右の銘】誠心誠意
【ごあいさつ】



仙台南税務署での勤務は3年目と
なります。納税者の皆様から信頼され
るような対応を心がけ、微力ながら精一杯頑張りたいと思
います。仙台南法人会の皆様には、これからの次代を担う児童
等の税に対する興味・関心を高めるための租税教室をはじめ、
税の絵はがきコンクールなど、各種租税教育活動につつま
して、引き続きご支援・ご協力の程よろしくお願申し上げます。

七月十日付で仙台南国税局の人事異動があり、仙台南税務署へ新たに着任
されました署長・副署長・総務課長・総務係長・法人課税第一部門統括国
税調査官より、皆さまへご挨拶を頂きました。ご紹介いたします。

仙台南税務署法人課税第一部門 統括国税調査官 長内 昌己

【出身地】青森県
【趣味】スポーツ観戦
【座右の銘】慌てず騒がず
【ごあいさつ】



仙台南法人会の皆様とは、これま
で同様に良い関係を築いていきたい
と考えております。さて、来年10月の消費税の税率引上げ・
軽減税率制度実施まであと1年となりました。皆様の事前
準備が円滑に進むよう、本年も研修会等で制度内容等を
説明させていただきます。「またか」と思わずにお付
き合ください。今後ともよろしくお願いたします。

仙台南税務署 新旧幹部職員名簿

平成30年7月10日定期人事異動（敬称略）

仙 台 南 税 務 署	新	前	任
	旧	異	先
署 長	高橋 和則 佐々木 伸	局・調査査察部査察管理課長 勇退	
副 署 長	田中 攻紀 千葉 治彦	局・課税一部訟務官 局・総務部主任相談官	
総 務 課 長	安達 健治 高橋 則行	局・総務部総務課課長補佐 局・総務部相談官	
総 務 係 長	石川 亨 鈴木 大貴	仙台南・会計係長 局・徴収部徴収課実査官	
法人課税第一部門 統括国税調査官	長内 昌己 田中 薫	局・課税二部法人課税課実専官 郡山・特別調査官(源泉)	

平成30年分年末調整及び消費税軽減税率制度説明会の日程

開催月日	説明会名称	開始時刻	会 場
11月15日(木)	年末調整	10時00分～	仙台サンプラザホール
		14時00分～	仙台市宮城野区榴岡5-11-1
11月16日(金)	消費税軽減税率制度	11時00分～	亶理町中央公民館
	年末調整	13時30分～	亶理郡亶理町字旧館61-22
11月20日(火)	消費税軽減税率制度	11時00分～	岩沼市民会館中ホール
	年末調整	13時30分～	岩沼市里の杜1-2-45
11月21日(水)	消費税軽減税率制度	11時00分～	名取市文化会館中ホール
	年末調整	13時30分～	名取市増田字柳田520

※1 各会場とも開始時刻の30分前から受付します。なお、仙台サンプラザホールは、仙台北、仙台中及び仙台南税務署による合同開催となります。
※2 会場の都合上、席に限りがありますことを予めご了承ください。

税に関するお知らせ

【年末調整及び消費税軽減税率制度説明会のお知らせ】

平成三十年分の年末調整及び消費税軽減税率制度に係る説明会を左記の日程により開催いたします。

なお、他の日程の説明会に出席いただくこともできますので、国税庁ホームページ掲載の開催予定一覧をご確認ください。

美名実活動 Photo レポート

第一回宮城県連青年の集い



六月二十九日(金)午後五時より名取市「サッポロビール仙台工場ゲストホール」において、当部会が幹事会となり、第一回宮城県連青年の集いが開催されました。第一部では、講師に

ゆりあげ港朝市協同組合代表理事 櫻井広行氏を招き「震災の状況と今の現状」と題し講演会を行いました。仙台北税務署長、仙台南税務署長、日本商工会議所青年部宮城県代表理事、東北六県青年部会長など多数のご来賓と他部会より総勢百十余名のご参加をいただきました。第二部記念式典、会場を仙台ビル園に移動しての第三部交流懇親会が行われ、盛会裡に終えることができました。皆様、ご協力ありがとうございました。

市内三会合同税務研修会



七月六日(金)、午後二時よりアエル六階研修室において、「平成三十年度の相続税改正・事業承継税制の改正と事業承継の円滑な

進め方」と題して、仙台三会合同税務研修会が開催されました。十六名の参加(南法人会より六名)がありました。

決算法人説明会



太白区中央市民センター大会議室において八月二十一日(火)午後一時半より七・八・九月

に決算を迎える法人を対象に「決算法人説明会」と併せて「消費税軽減税率制度説明会」を開催いたしました。申告書を作成する上での基礎的な知識の研修会を行いました。その後、来年の十月から実施される消費税軽減税率制度とダイレクト納付についての説明がありました。当日は一般の方も含め四十余名のご参加をいただきました。

第二十七回親睦ゴルフ大会



九月十三日(木)、仙台空港カントリークラブにおいて第二十七回親睦ゴルフ大会が五十六名の参加のもと開催されました。今回はチャリティーも催され二一、〇七八円のご厚志があつまりました。全て東日本大震災復興

支援資金へ寄付とさせていただきます。皆様から数々の賞品、ご協賛をいただき盛会のうちに終了することができました。ありがとうございます。優勝は株いしもり・石森義信様です。

平成三十一年四月三十日に今上天皇が退位され翌五月一日より皇太子殿下が新天皇に即位されることが発表されました。平成も残すところあと半年です。

明治政府が、一人の天皇につき一つの元号をつける「一世一元の制」を制定しましたが、日本国憲法には記載されておらず、「元号法」が昭和五十四年に成立し現在に至っています。以前の日本では、天皇の代替わりや、災害等の悪い出来事が起きた時は悪い空気を払拭するため、良い出来事が起きた時は更に良い事が起きるようにと願いを込めて元号を変えることがありました。また、独自の元号を使用することは「どこの国の属国でもなく独立している国である」という意味もあります。日本で最初の元号は、あの有名な「大化の改新(西暦六四五年)」の「大化」です。

元号

新しい風

その後も元号とは年につける称号で、始まりは中国。皇帝が時をも支配するという思想から、漢の武帝により「建元」(西暦紀元前一四〇年)と号しました。今現在、「元号」を使用している国は日本だけです。中国は一九一一年「清」が倒れ廃止となり、韓国は一九六一年の軍事革命後に「檀君」という元号が廃止されました。イスラ

ム圏ではイスラム暦、仏教圏では仏暦。そしてキリスト教圏は西暦。イスラエルはユダヤ暦・イスラム暦・西暦。タイはタイ暦・西暦。北朝鮮は主体暦・西暦。台湾は民國暦・西暦を併用しています。

今年(西暦二〇一八年)ですが、神武天皇から数えると日本の皇紀は二六七八年にあたり、西暦よりも六六〇年も長い歴史と伝統を引き継いでいます。神話の時代のことなので、何とも言えませんが、天皇陛下は百二十五代目です。「大宝律令」が定められて日本と名乗ったのが西暦七〇一年、今年で一三二七年、日本は世界最古の国となります。ちなみに第二位はデンマークの一一二〇年で現在の女王は五十五代目です。第三位がイギリスで九二二年目を迎えます。

新元号の発表はまだですが、元号の選定には「二文字」「読みやすい」「書きやすい」などいくつか条件があるようです。次の元号はどのようになるのでしょうか。気になるところですね。

●広報委員会がパソコンに「元号」を検索、その中から文章をまとめました。



働き方改革法が成立、施行へ！

特定社会保険労務士 小島信一

変動する実務で 中小企業が留意すべき点とは

●働き方改革法案が成立

本年6月29日、残業時間の上限規制や年次有給休暇の強制付与、正社員と非正規社員の不合理な待遇格差を解消する「同一労働同一賃金」などを定めた、働き方改革関連法案が成立しました（公布日：平成30年7月6日）。

今後、順次法律が施行されていくことになり、企業は実務対応を求められるようになります。本稿では、主に中小企業に関連した項目に絞って解説していきます。

残業時間の上限規制 （中小企業は平成32 年4月1日施行）

労働基準法は、労働時間の長さについて規制しており、法定時間を超えて労働者を働かすことはできません。この時間は、原則1週

40時間、1日8時間となっています。

ところが、労使協定を結べば、残業は理論上、青天井で、制限がないことが問題視されていました。

そして、このことが過労死や過労自殺の温床となっているという指摘もありました。

そこで、改正法では法36条に残業の上限時間を明記しました。このことが、法施行70年来の大改正と言われるゆえんです。

今後、残業の限度時間は1か月45時間、1年について360時間となります。

この限度時間は、今まで厚生労働省からの告示で示されていたのですが、法律本文に明記されるようになりしました（改正労働基準法第36条第4項）。

法律に明記されたことにより、守られない場合は、

6か月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処されることとなります。

なお、1年単位の変形労働時間制を採用している会社は、この時間がさらに短く、1か月42時間、1年320時間となることに留意して下さい。

ただし、例外もあります。通常予見することのできる業務量の大幅な増加等により、臨時に必要がある場合に限り、休日労働を含み1か月100時間、1年720時間まで残業をさせることができます。ただ、この場合には、平均で1か月80時間を超えることができません。

また、業種による猶予措置として、自動車運転業務・建設事業・砂糖製造業・医師等については、5年間の猶予があります。

これらの業種については、

限度時間についても一般とは異なる時間が予定されています（ただし、最終的にはすべての業種で同一基準となる予定です）。

このように、残業規制が法律上明記されたことにより、会社は定時で仕事が終わるよう業務の見直しが必要となるでしょうし、今以上に、時間の把握についてシビアにしていく必要があります。

業種によっては、恒常的に人手不足が続く、休日出勤が常態化しているケースも見られますが、法施行までに何等かの対策が必要で

す。なお、残業させる場合の手続きについては、従来どおり、協定を労使で結んで行うという枠組みの変更はありませんが、協定の本身に若干変更があることに留意して下さい。

月60時間超の残業には50%増の割増賃金（平成35年4月1日施行）

法定労働時間を超えて就労させた場合、割増賃金の支払いが必要です。現在、1日8時間、1週40時間を超えた分については、25%の割増率となっています。ただし、月60時間を超えた分については、50%増しと厳しくなっています。

これは、前回の改正により決まったことですが、中小企業は猶予されていきました。今回の改正では、いよいよこの猶予規定を撤廃することとし、中小企業に対しても月60時間を超える残業については、50%の割増が義務付けられます。

先の時間外規制を守れていれば問題ありませんが、建設業や運輸業などでは、該当するケースが出てくるかもしれません。

年次有給休暇の強制付与（平成31年4月1日施行）

改正労働基準法第39条の

条の第7項は、有給休暇の強制付与について規定しています。

つまり、10日以上年次有給休暇を保持している者に対して、5日については労働者ごとに、その時季を決めて与えなくてはならないのです。もちろん、60歳超の嘱託社員やアルバイトやパートタイマーも対象です。

これは強制なので、労働者が拒んだとしても、付与しなくてはいけなくなりません。

ただし、労働者に時季指定して付与した日数と計画付与をしている日数については、5日から除くことができます。

正社員の場合は、賃金のカットせずに休暇を与えるという措置で済みますが、パート等の場合は、通常勤務する賃金を新たに支払うことが要請されます。

何時間分払うのか、毎日の所定時間が変わるようなパートやアルバイトに対しては賃金の計算方法等をあらかじめ決めておくことが求められます。

労働時間の状況把握義務（平成31年4月1日施行）

今後、産業界の機能強化が期待されることを踏まえ、労働安全衛生法により、使用者による労働時間の把握義務が法定化されました。

改正労働法第66条の8の3では「事業者は、第66条の8第1項又は前条第1項の規定による面接指導を実施するため、厚生労働省令で定める方法により、労働者の労働時間の状況を把握しなければならぬ」と定められています。

具体的な把握方法は、省令を待つこととなりますが、使用者による現認や客観的な方法によることを原則とする、などとなりそうです。

不合理な格差是正（中小企業は平成33年4月1日）

この改正が一番重要で、メインになりそうです。

正規と非正規の格差をなくするための改正で、今までの労働契約法第20条を削除

し、新パート法に統合しています。

なお、パート労働法は名称が変わり、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇管理の改善等に関する法律（以下「パート・有期雇用労働者法」といいます）になりました。

これからは、この法律で、有期契約社員とパート社員をまとめて保護していこう、という流れになります。

ここで注目したいのが、新パート・有期雇用労働者法第8条で定めた「不合理な待遇の禁止」です。

正社員とそれ以外の非正規といわれている契約社員・嘱託社員・パートタイマー・アルバイトなどと待遇差をつける場合の留意点について、包括的に規定しています。

労働条件は、賃金・労働時間などいろいろありますが、その「それぞれ」について、待遇の適正差異・廃止を検討することが求められます。

労働条件は、企業ごといろいろな考えがあるため、

答えは一律ではありません。

なお、待遇差を考慮する上で、①業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度（この2つを併せて「職務の内容」といいます）、②職務の内容及び配置の変更の範囲、③その他の事情の3要素を企業ごと考慮することになります。

どういう場合が不合理に当たるとか、については先行して発出された「ガイドライン」があるので、それを参照していきます。

最近新聞等でパートにも賞与を払うことになった、などと報道されているのは、このためです。ガイドラインを見ますと、例えば、賞与について次のような記述があります。

同一労働同一賃金ガイドライン案（平成28年12月20日）より
抜粋

賞与については、会社の業績等への貢献に応じて支給しようとする場合、無期雇用フルタイム労働者と同一の貢

献である有期雇用労働者又はパートタイム労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならぬ。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

通常、賞与は貢献に応じて支払われるため、原則的にはパートタイマーや嘱託にも賞与の支給が求められることとなります。したがって、現就業規則の見直しが必要になってきます。

●おわりに

働き方改革法案の一番のキモは、不合理な待遇差の禁止になると思われます。

法律は、各社でいろいろな紛争が予定されることを見込んで「行政型ADR」を整備するとしています。インパクトのある改正ですが、十分な準備をしておきましょう。
（平成30年7月20日記）

げんきの宅配便

(第六十便)

温故知新

有限会社 作勤ふとん店 代表取締役 作間 康裕



仙台南法人会の皆様、いつも大変お世話になっております。昨年度より仙台南

法人会青年部会副部会長、青年部会岩沼支部長を務めさせて頂いております。有限会社作勤さつかんふとん店の作間康裕と申します。

青年部会岩沼支部活動では、小学校にて私達が講師となり税金の種類、使われ方等分かりやすく小学生に教える「租税教室」に取り組んでおります。昨年は自身の体調不良によりほぼ活動が停滞してしまいましたが、本年は順調に進んでいると思っております。現在青年部員数は年々減少しており少人数で活動しております。今後地域の貢献活動、部員交流等増やしていきたいと考えておりますので、若手経営者、後継者の皆様ぜひ青年部へのご入会を宜しくお願い申し上げます。

弊社は、昭和三十八年に先代の祖父

が蚕屋からふとん店を創業し、ふとんの製造・販売をしてまいりました。現在では寝具を主体とし、インテリア、婦人服、市内小・中学校運動着等の販売を致しております。創業当初、ふとんと言えば綿ふとんが主流でしたが、羽毛、羊毛、化学繊維、綿以外の天然繊維など多種多様なふとんが増えてきております。綿ふとんにおいては「綿の打ち直し」と言う言葉を聞いたことがあると思います。堅くなった古いふとんの綿を機械にかけ、ほぐし、熱風、オゾン処理により殺菌、脱臭し空気を含ませた綿で作成し直したふとんに生まれ変わると言うもので、核家族が増えるとともにあまり耳にしなくなっているような気がしますが、今でも打ち直しによりふとんのリフォームを行っております。三年前には「一級寝具製作技能士」を取得し寝具技能士会の方々と定期的に講習会を開き寝具について日々勉強しております。

八月には夢メッセで開催された「も

のづくりフェスタ」に参加し、いろんな業種の技能士による小中学生を対象としたものづくり体験、私達は「お昼寝枕の製作」で針の使い方、縫い方を教えてまいりました。今後物づくりの大切さを伝えていきつつお客様のニーズに答えられるよう日々精進して参ります。そして地域に根付いた商店でいられるよう皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。



岩沼市 (宗)竹駒神社 宮司 村田 守広

法人会の皆様方には、愈々御清栄の事とお慶び申し上げます。さて、宗教法人「竹駒神社」は、古くから日本三稲荷と称され、人々の生活の根源である衣食住や農業・商業を始め諸産業の守護神として、多くの人々の尊崇を集めてきました。社伝によると御創建は承和九年(西暦八四二年)で、小倉百人一首にも名を連ねる参議小野篁(おののたかむら)卿が陸奥国司として京の都より赴任した際、奥州鎮護の神として伏見稲荷大社の御分霊をこの岩沼の地に祀られたと伝えられています。当社では年間約六十回にもものぼる大小様々な祭典を執行しておりますが、中でも春の初午大祭や秋の大祭には県内外より大勢の参詣者が訪れます。神社の祭りは、老いも若きもが参加して人々の絆を深めつつ、地域の連帯感を高めるうえで格好の場であると感じます。この上は、古来より人々に安らぎを与える祈りの場、癒やしの場とされてきた竹駒神社の御神徳の発揚に尚一層努めて参りたく存じますので、今後共、宜しくお願い致します。

ですか
良の和
こちは

美名実 活動 Photo レポート

市内三会合同研修会

会社を伸ばすための経営財務税務講座



八月二日(木)午後一時半より戦災復興記念館五階会議室において「会社を伸ばすための経営財務税務講座」が多数参加のもと開催されました。講師には税理士・生沼寛隆税理士事務所代表 生沼寛隆氏を迎え研修会を開催いたしました。強い会社経営にするための基本の知識を深めることが出来ました。

経理の実務手ほどき一日講座



九月十二日(水)午前十時より仙都會館八階会議室において「経理の実務手ほどき一日講座(中級編)」が多数参加のもと開催されました。今回は初級編に続き中級編の研修会

が開催されました。わかりやすい説明で、続けて参加された方は、より企業会計に必要な簿記の知識と技能を深めることが出来ました。

仙台太白支部

JR太子堂駅周辺清掃活動



「太白山清掃&親睦芋煮会」を行います。是非、ご参加ください。

仙台市財政研修会



八月二十二日(水)午後三時三十分から仙台南法人会会議室において「仙台市の財政状況研修会」を行いました。講師に仙台市財政局財政部財政課長 坂本知靖氏をお招きし、現在の仙台市の財政状況を説明

していただきました。最後には出席者からの質問にも丁寧に答えていただき有意義な研修会となりました。

名取支部

経営研修会



七月二十三日(月)午後三時より名取市商工会研修室において「現在の企業形成で最も重要なことリーダーにしたいで企業の明日が決まる」と題し、講師に(株)シシケア・サポート代表取締役 早川進氏をお招きして、経営研修会が名取市商工会と共催で開催されました。

JR名取駅周辺清掃活動



社会貢献事業の一環として八月二十五日(土)午前七時より、JR名取駅周辺の地域清掃をおこないました。夏休み最後の土曜日にもかかわらず、早朝からご家族も含め四十余名の方のご参加をいただきました。

お元気 美名実 こんにち



岩沼市
(株)進藤タイヤ
進藤 ちえ子

法人会の皆様、こんにちは。弊社は昭和二十四年に、先代社長が岩沼にタイヤ店として開業いたしました。タイヤも車社会の高度成長とともに需要が増え発展し、昭和四十八年に法人化、平成九年に、岩沼市民会館の北側に移転し、店名もミスタータイヤマン岩沼インターになり二十一年が過ぎました。乗用車タイヤはもちろん、トラック・バス・フォークリフト・建設機械・農機具などのタイヤ・ホイールの販売修理を行っております。又サービスカーにてタイヤの出張修理も行っております。お客様に安全・安心して車を使用していただきたく、タイヤ専門店としてタイヤの点検・アドバイスをお手伝いさせていただきます。また地域の皆様にお気軽に御利用していただける店づくりを、社員一同心がけておりますので、今後とも、よろしくお願い申し上げます。

岩沼支部

いわぬま市民夏まつり



八月十八日(土)、岩沼市役所広場において「いわぬま市民夏まつり」が開催されました。今年も小学生を対象とした税金クイズや東北税理士会仙台南支部と共催で税の無料相談コーナーを併設。相談者には税理士による適切なアドバイスがなされました。

JR岩沼駅周辺清掃活動



九月十二日(水)午前七時より、社会貢献事業の一環として「JR岩沼駅地区周辺」の清掃をおこないました。早朝から沢山の方のご参加をいただきました。

巨理支部

第八回親睦ボウリング大会



七月十三日(金)、スターボウル名取店において午後六時三十分より、多数参加の下、第八回親睦ボウリング大会が開催されました。和やかな雰囲気の中、親睦を深めることが出来ました。結果は個人優勝・庄司博様

(株)馬上山かまぼこ店)となりました。ご参加、ご協賛をいただきました皆様にお礼申し上げます。

巨理町・山元町財政研修会



八月二十五日(金)午後五時から山元町「田園」において「巨理町・山元町財政状況研修会」を行いました。巨理町長、巨理町企画財政課長、山元町企画財政課長を講師としてお招きし、現在の巨理町・山元町の財政状況を聞く事が出来、質疑応答に貴重な時間を過ごすことができました。

女性部会

未使用タオル寄贈



社会貢献事業の一環として七月十二日(木)山元町特別養護老人ホーム「みやま荘」へ慰問に伺いました。はじめに未使用タオル寄贈を行い、引き続き花笠音頭とチャイナドレスでの歌と踊りの披露に皆様と和やかな時間を過ごすことが出来ました。

いちごプロジェクト街頭キャンペーン

八月四日(土)午後六時から名取市立下増田小学校グラウンドにおいて、昨年に引き続き、なとり夏祭り会場で「節



電活動・いちごプロジェクト)の街頭キャンペーンをおこないました。夏祭り会場でのキャンペーンとあって大勢の人々への節電啓発チラシ・節電うちわ等の配布を終えることができました。

青年部会

第三十二回なとり夏祭り



八月四日(土)、「第三十二回なとり夏祭り」が下増田小学校グラウンドにおいて開催されました。昨年に引き続き、今年も青年部会名取支部では社会貢献事業の一環としておまつり広場に露店を出店いたしました。

仙台三法人会青年部会合同事業



八月二十九日(水)午後六時より宮城野区「ホテルレオパレス仙台」において、「安らぎの「じぞうもじ」から学ぶ」と題して、講師にじぞうもじ書家後藤夕深氏を迎え仙台三法人会青年部会合同事業が開催されました。言葉の意味・奥深さを改めて再認識する研修会となりました。当日は三法人会より五十余名の参加をいただきました。

編集後記

今年の夏の猛暑は、全国的に気象観測史上初の高温が多く報告されました。命に関わる問題で、サマータイムの導入も議論されておりますが、今後の動向が気になります。

また、日本各地の豪雨災害で多くの人が甚大な被害に遭われています。日本は一時間当たりの降水量の最大値を五十mmとして排水溝の整備を行なっていますが、この基準も見直しが必要かと思えます。災害列島日本の課題は多いと痛感した夏。今後大きな災害が無いよう祈ります。(広報委員 鯨岡一志)

仙台南法人会では広報誌「せんだい美名実」の設置場所の提供を求めています。詳細は事務局までお問い合わせ下さい。

広告募集中

当法人会では広報誌「せんだい美名実」など発送時に同封するチラシ折込広告を募集しております。お気軽にお問い合わせ下さい。(但し、広告内容によってはご要望に添えないことがあります。)

規格はA4版。一枚につき二十円(手数料込)

せんだい美名実 第308号 発行所 公益社団法人 仙台南法人会 発行人 会長 相澤 十四男 編集 広報委員 会